

電気通信設備工事共通仕様書改正資料

令和 7 年 12 月

名古屋市緑政土木局

R7. 12 改正について(電気通信設備工事共通仕様書)

改正の凡例

新規・追記	あああああ
削除	いはいはい

電気通信設備工事共通仕様書

第1編 総則編

第1章 総則

第1節 総則

1. 1. 54 監理技術者等及び現場代理人

2. 監理技術者等

監理技術者等の経歴書には必要な資格を証する合格証明書等の写しを添付するものとする。また、監理技術者等は、請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係を**確認**するための書類を添付するものとする。

恒常的な雇用関係とは、入札日以前に原則3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

直接的かつ恒常的な雇用関係を**確認**するための書類は、技術者の~~健康保険被保険者証（被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。）~~、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）である。